

一般質問、委員会の審査から

生活保護費一般会計1割超の時代 現実的な視点で生活困窮者対策を

納田 さおり (無所属)

生活困窮者対策について

質問 生活困窮者の背景には非正規雇用等の低所得のみならず、孤立、疾病、精神疾患、発達障がいによる情緒問題等さまざまな問題が山積している。しかし第二のセーフティネットとして検討されている生活困窮者自立支援法は、就労自立が可能な限られた人のみを対象にしていると感じる。

答弁 法定の市の必須事業は自立相談・支援事業、住宅確保給付金の支給だ。今後の動向を注視し市内横断的に課題を検討していく。

丸山市政任期4年は行革断行！ 政策見えず市民負担ばかり？

桐山 ひとみ (無所属)

庁舎問題について

質問 市長は本庁舎問題を重要な課題であると強く認識し、基金の設置を目指すとしている。本庁舎整備基礎調査報告書が作成され、これをもとに市民へ説明をされるとのことだが、市長の考えは。

答弁 本市の行政面積を考えると1庁舎体制が妥当であると認識している。庁舎の老朽化等の問題も踏まえると早急な検討が必要であると考える。今後皆様と議論を深めていく中で柔軟かつ丁寧な対応に努め、庁舎統合方針の決定を目指したい。また、多額の資金を要する事業と見込んでおり、

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第2回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」

【市からの説明】

東京都において退職手当の見直しを実施されたことにより、同様の改正をするもの。退職手当の支給率を東京都に準じて引き下げるとともに、新たに退職手当の調整額を導入する。

【主な質疑等】

問 見直しによる一人当たりの影響額及び人件費全体への影響額は。

答 一人当たりの影響額は、190万円、人件費全体の影響額は約4千万円である。

問 退職手当の見直しは定期的に行われてきたのか。

答 合併当初は、退職手当が62・7月であったが、59・2月に減額している。

問 見直しにより短期間に退職者がふえ、市民サービスに影響を及ぼすことはないのか。

答 経過措置を定めることにより、駆け込みの退職者を防ぐ制度設計とした。

問 職員団体との交渉はどのようになされてきたのか。

答 職員団体とは数年前から退職手当の調整額のためのポイント制度導入の議論を重ね、今回の見直しのおり協議が妥結した。

【結果】賛成全員で可決

文教厚生委員会

「子ども福祉審議会条例の一部を改正する条例」

【市からの説明】

8月に公布された「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども福祉審議会の名称及び組織を改正するもの。市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が法定化され、地域の子ども及び子育て家庭のニーズを踏まえること、「地方版子ども・子育て会議」の設置に努めること、また、会議の構成員に、教育・保育の関係者、子どもの保護者の参画に配慮することが求められた。このため、条例を改正し、「地方版子ども・子育て会議」の役割を持った新審議会を設置する。

【主な質疑等】

問 審議会で人選を新たにするのか。

答 現行の学識経験者に加え、子どもが幼稚園・保育園・児童クラブに通っている保護者を想定し、公募による保護者を想定し、公募に



より行いたい。
問 学童、保育園などの代表者がいるところにも公募するのはなぜか。

答 市民参加条例での公募を原則としている。学童、保育園には代表者がいるが、私立幼稚園にはいないのでバランスをとる。

問 子育て支援事業計画策定の具体的なスケジュールは。

答 ニーズ調査を8月から11月中旬にかけて行い、3月までにまとめた。

【結果】賛成全員で可決

「小規模校(住吉小・泉小・保谷小・本町小)統廃合に関する市教育委員会と関係保護者との意見交換の場を求める陳情」

【市からの説明】統廃合の1月から延期し、その旨を対象者に通知、説明した。その後、平成24年第4回定例会で採択された陳情の趣旨を踏まえて、小規模4校の全保護者等市民の統廃合に関する意識を確認するため、大規模な意識調査の手法を検討し、予算措置を図るため、対象者の範囲などを精査してきた。また、保護者から、意識調査による意見聴取だけではなく、直接、意見交換をする場の設定の要望があった。このため、意見交換の場は、意識調査の実施とあわせて、夏ごろに実施できるように、学校等と調整を図っていく。

【主な質疑等】

問 保護者の意見をアンケートにおいてどう吸い上げていくのか。一方的ではないような形で、反映することが可能なのか。

答 教育委員会としても、できるだけ願意に沿うよう

に調整していきたい。
問 意見交換の具体的な計画は。

答 意見交換については、意識調査を行うのと並行して実施したい。開催についても複数回で、学校と日程調整をさせていただく。

問 最も大事なのは子どもたちである。子どもたちへの影響について、どのような認識を持っているのか。

答 延期したことについて説明をするタイミングが遅くなった。できるだけ早く具体的な方向性を示すべきであると考えている。

問 今後意識調査や意見交換の場を設けるとか、陳情者と懇談し、意見を聞くということも大事では。

答 教育委員会としても、できるだけ機会を持つていきたい。

問 今回の統廃合における教育委員会としての子どもたちへの教育的視点は何か。

答 子どもたちの将来について、中長期的な視点に立ち、環境の向上を目指すというところが大きな狙いである。

【結果】賛成全員で可決

【建設環境委員会】

「新型インフルエンザ等対策本部条例」

【市からの説明】国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき制定する。新型インフルエンザ発生時に国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済への影響を最小とするための特別措置法が制定された。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村は対策本部を設置することが定められ、対策本部に

必要な事項は条例で定め

ることとされ、条例を制定する。

また、同法によって、市町村長は行動計画を策定することが定められており、今後、市は東京都が策定する行動計画に基づいて、市の行動計画を作成する。

【主な質疑等】

問 対策本部の構成は。

答 部長級職員、議会事務局長、西東京消防署長等を想定している。

問 本部に部を置くところがあるが、具体的にはどのようなのか。



【結果】賛成全員で可決